

大分市成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について (大分市成年後見センターの機能強化について)

1.【これまでの経過】

成年後見制度の利用促進を目的として、平成 30 年 4 月に大分市成年後見センターを設置（大分市社会福祉協議会に業務委託）し、専門職員を配置しながら、相談及び利用支援をはじめ、制度の普及・啓発、市民後見人の育成等を行っています。

また、大分都市広域圏の取組を進める中、由布市と連携協定を締結し、令和 4 年 4 月からは大分市成年後見センター相談窓口の相互利用等を実施しています。

※利用状況：令和 4 年 12 月末日現在の相談件数 333 件（うち、由布市 18 件）

2.【中核機関の概要】

国の「成年後見制度利用促進基本計画」によると、中核機関は「広報機能」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」、「後見人支援機能」を有することとされています。

65 歳以上の人口増加に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれるとともに、知的・精神障がい者を支える親の高齢化等により、成年後見制度のニーズはさらに高まると考えられます。

成年後見制度の利用を促進するためには、医療や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体等の連携が重要であり、そのコーディネーター役を担う中核機関が必要不可欠です。

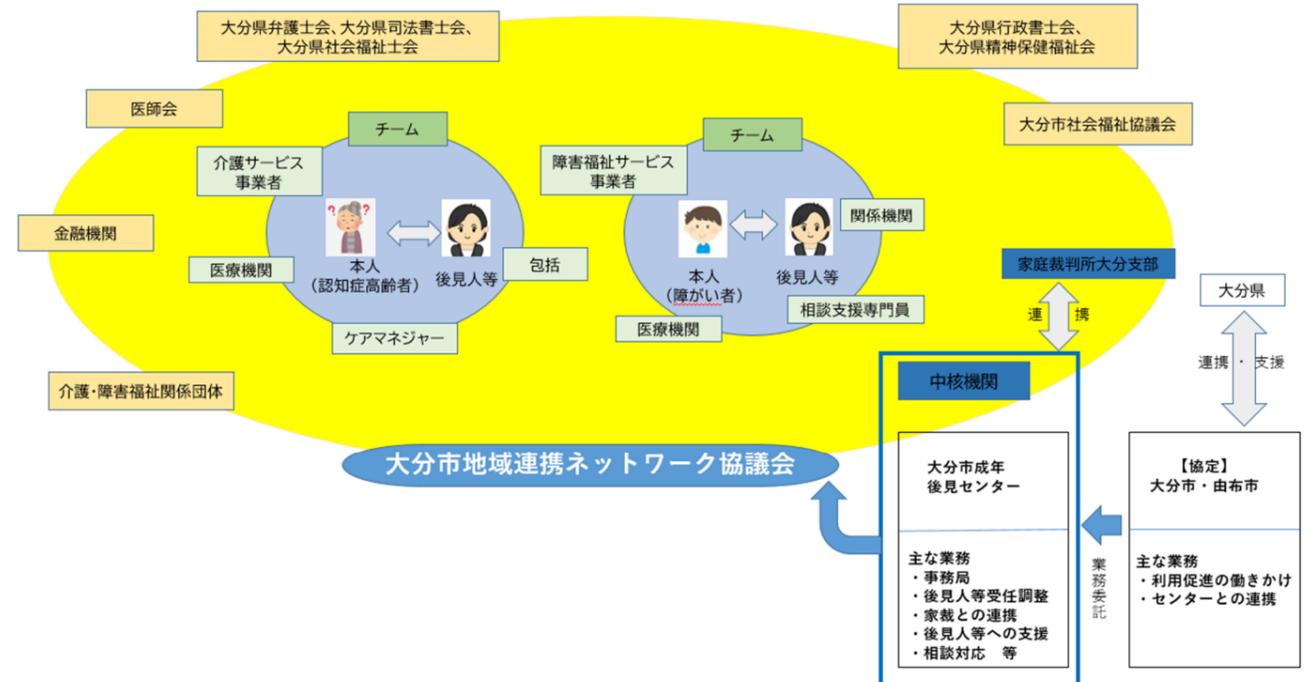
こうしたことから、関係機関からなる「大分市成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク協議会設置要綱」を令和 4 年 10 月 3 日付施行するとともに、「大分市成年後見センター」を中核機関と位置付け機能強化を図りました。今後も段階的に更なる機能強化に取り組んでまいります。

＜中核機関に求められる機能及び具体的な活動内容と現行機能の状況＞

中核機関に求められる機能及び具体的な活動内容			現行機能
1	広報機能	① 成年後見制度に係る講演会・研修等の開催	○
		② HP 等による普及啓発	○
		③ 県や家庭裁判所等の関係機関と連携した広報活動	—
2	相談機能	① 申立に関する相談支援	○
		② 申立人がいない場合の相談支援	○
		③ 成年後見制度利用に関する一般的な相談	○
		④ 地域の専門職団体等の協力を得た相談支援	—
3	成年後見制度 利用促進機能	① 受任者調整等の支援	R4.10.3~
		② 市民後見人の養成・研修	○
		③ 法人後見の担い手の育成・活動支援	—
		④ 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行	○
4	後見人支援機能	① 後見人と親族、福祉・医療・地域等関係者がチームとなって被後見人を見守り、適切に対応する体制の構築	—
		② 家庭裁判所と情報を共有し、後見人を支援する	—

※赤字が今後、中核機関として取り組んでいく内容

3.【大分市地域連携ネットワーク協議会のイメージ図】



4.【大分市地域連携ネットワーク協議会 委員13名+行政及びオブザーバー】

区分	団体名
医療関係者	大分市連合医師会
専門職	大分県弁護士会、大分県司法書士会、大分県社会福祉士会、大分県精神保健福祉士会、大分県行政書士会、大分県介護支援専門員協会、大分市障害者自立支援協議会
金融機関	大分県銀行協会
消費生活関係者	大分市市民活動・消費生活センター、由布市市民活動・消費生活センター
社会福祉協議会	大分市社会福祉協議会、由布市社会福祉協議会
行政	大分市、由布市
オブザーバー	大分家庭裁判所、大分県

＜地域連携ネットワークの主な役割＞

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備

5.【中核機関としての経過】

令和 5 年 1 月 27 日「第 1 回大分市成年後見制度地域連携ネットワーク協議会」開催

令和 5 年 1 月 30 日「第 1 回権利擁護受任調整定例会議」開催